

電気料金プラン定義書[ほっとでんき 系統電力供給]

2020年4月1日実施

TRENDE 株式会社

電気料金プラン定義書[ほっとでんき 系統電力供給](以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款[ほっとでんき 系統電力供給](以下「系統電力需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件を定めたものです。また、本定義書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く、別表の4で定める提供エリアに適用いたします。

なお、本定義書に定める料金、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

また、本定義書に定めのない事項および本定義書において定義されていない用語については、系統電力需給約款の定めによるものといたします。

1 定義

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

2 適用条件

(1) 東京電力パワーグリッドエリア、中部電力エリア、九州電力エリアの場合

電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること

ハ 1 需要場所において、動力を使用する需要に適用する他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計(この場合、10 アンペアまたは 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が原則として 50 キロワット未満であること

(2) 関西電力エリアの場合

電灯または小型機器を使用する需要で、次のイまたはロのいずれか、およびハに該当するものに適用いたします。

イ 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満であること

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

ハ 1 需要場所において、動力を使用する需要に適用する他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、最大需要容量または契約容量のいずれかと契約電力との合計(1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が原則として 50 キロワット未満であること

3 契約電流, 契約容量, または最大需要容量

(1) 東京電力パワーグリッドエリア, 中部電力エリア, 九州電力エリアの場合

イ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペア, 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売事業者等から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けることがあります。

ロ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)× 1/1,000

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ただし、他の小売事業者等から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものいたします。

なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(2) 関西電力エリアの場合

イ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。ただし、他の小売事業者等から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものいたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、次により算定いたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ただし、他の小売事業者等から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものいたします。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4 契約種別

契約種別は、電気需給約款[ほっとでんき 太陽光発電電力供給]および電気料金プラン定義書[ほっとでんき 太陽光発電電力供給](以下、「太陽光需給約款等」といいます。)にもとづく契約種別に応じて、次のとおりといたします。

(1) 「ほっと10」(太陽光発電電力供給)対応プラン

太陽光需給約款等にもとづく「ほっと10」を申し込んだお客さまのみが申込可能なプランです。

(2) 「ほっと20」(太陽光発電電力供給)対応プラン

太陽光需給約款等にもとづく「ほっと20」を申し込んだお客さまのみが申込可能なプランです。

5 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は別表の1(電気料金単価)のとおりといたします。

(2) 電力量料金

イ 九州電力エリア以外の場合

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。ただし、燃料費調整単価が別表の2(燃料費調整)(1)ロ(イ)によって算定される場合に、別表の2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表の2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、別表の2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ロ 九州電力エリアの場合

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。ただし、燃料費調整単価が別表2(燃料費調整)(1)ロ(イ)によって算定される場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロ(イ)によって算定される場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、別表3(離島ユニバーサル調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。なお、電力量料金単価は、別表1(電気料金単価)のとおりといたします。

(3) その他調整金

その他調整金は別表の4(その他調整金)のとおりといたします。

6 契約期間

(1) 契約期間は、系統電力需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降2年目の日までといたします。

(2) 契約期間満了の3か月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、更新後に当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を当社WEBサイト上のお客さまのページに掲載する方法その他当社が適切と考える方法によりお知らせすることについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (3) (1)および(2)にかかわらず、系統電力需給契約更新後の契約期間内に太陽光供給の契約期間が満了する場合は、系統電力需給契約の契約期間は太陽光供給の契約期間満了日までといたします。

7 契約電流または契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく料金の適用開始日は、当社が変更を承諾し、一般送配電事業者が契約電流または契約容量の変更作業を完了したのちに到来する暦月の起算日といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って、契約種別を変更することはできません。
- (3) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更したのちに到来する暦月の起算日から翌年の暦月の起算日の前日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (4) 契約電流または契約容量の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、系統電力需給約款 34(需給契約の変更)(2)によります。

9 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、系統電力需給約款 2(約款等の変更)によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (3) 本定義書の廃止にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、系統電力需給約款 2(約款等の変更)(3)に準じます。

附 則（実施期日）

本定義書は、2020年4月1日より実施いたします。

別 表

1 電気料金単価

基本料金および電力量料金単価は、契約種別に応じて、次のとおりいたします。

(1) 「ほっと10」(太陽光発電電力供給)対応プラン

イ 標準料金プラン

(イ) 東京電力パワーグリッドエリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりいたします。

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 10 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 0 円 |

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 27 円 51 銭 |
|-------------|-----------|

(ロ) 中部電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりいたします。

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 10 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 0 円 |

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 25 円 64 銭 |
|-------------|-----------|

(ハ) 関西電力エリア

a 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満の場合

(a) 基本料金

| | |
|---------|-----|
| 1 契約につき | 0 円 |
|---------|-----|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 26 円 36 銭 |
|-------------|-----------|

b 契約容量が6キロボルトアンペア以上の場合

(a) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 21 円 78 銭 |
|-------------|-----------|

(二) 九州電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 10 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 0 円 |

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 23 円 45 銭 |
|-------------|-----------|

ロ 特別料金

当社の責めによらない理由により、本件発電設備の系統連系が遅延し、太陽光供給の開始日が変更になった場合には、系統電力需給約款 16(料金の適用開始の時期)で定める需給開始日から太陽光供給の開始日の前日までの期間については、次の特別料金を適用いたします。

(イ) 東京電力パワーグリッドエリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 88 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 48 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 57 銭 |

(ロ) 中部電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 07 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 54 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 49 銭 |

(ハ) 関西電力エリア

a 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満の場合

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | | | |
|-----------------------|------|--|------------|
| 電 力 量 料 金 | 定額料金 | 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで | 341 円 02 銭 |
| | 従量料金 | 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 20 円 32 銭 |
| | | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 80 銭 |
| | | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 29 銭 |

b 契約容量が6キロボルトアンペア以上の場合

(a) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 396 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 92 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 21 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 24 円 21 銭 |

(ニ) 九州電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|------------|
| 契約電流 10 アンペア | 297 円 00 銭 |
|--------------|------------|

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 15 アンペア | 445 円 50 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 594 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 891 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,188 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,485 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,782 円 00 銭 |

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 297 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 46 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 23 円 06 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26 円 06 銭 |

(2) 「ほっと20」(太陽光発電電力供給)対応プラン

イ 標準料金プラン

(イ) 東京電力パワーグリッドエリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 10 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 0 円 |

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 40 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 0 円 |

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 24 円 45 銭 |
|-------------|-----------|

(ロ)中部電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 10 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 0 円 |

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 22 円 79 銭 |
|-------------|-----------|

(ハ) 関西電力エリア

a 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満の場合

(a) 基本料金

| | |
|---------|-----|
| 1 契約につき | 0 円 |
|---------|-----|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 23 円 43 銭 |
|-------------|-----------|

b 契約容量が6キロボルトアンペア以上の場合

(a) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 19 円 36 銭 |
|-------------|-----------|

(ニ) 九州電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 10 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 0 円 |

| | |
|--------------|-----|
| 契約電流 20 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 0 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 0 円 |

| | |
|---------------------|-----|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0 円 |
|---------------------|-----|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 20 円 84 銭 |
|-------------|-----------|

ロ 特別料金

当社の責めによらない理由により、本件発電設備の系統連系が遅延し、太陽光供給の開始日が変更になった場合には、系統電力需給約款 16(料金の適用開始の時期)で定める需給開始日から太陽光供給の開始日の前日までの期間については、次の特別料金を適用いたします。

(イ) 東京電力パワーグリッドエリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 88 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 48 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 57 銭 |

(ロ) 中部電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 07 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 54 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 49 銭 |

(ハ) 関西電力エリア

a 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満の場合

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | | | |
|-----------------------|------|--|------------|
| 電 力 量 料 金 | 定額料金 | 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで | 341 円 02 銭 |
| | 従量料金 | 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 20 円 32 銭 |
| | | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 80 銭 |
| | | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 29 銭 |

b 契約容量が6キロボルトアンペア以上の場合

(a) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 396 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 92 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 21 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 24 円 21 銭 |

(ニ) 九州電力エリア

a 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|------------|
| 契約電流 10 アンペア | 297 円 00 銭 |
|--------------|------------|

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 15 アンペア | 445 円 50 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 594 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 891 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,188 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,485 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,782 円 00 銭 |

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 297 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の系統使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 46 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 23 円 06 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26 円 06 銭 |

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、次のとおりといたします。

| | α | β | γ |
|--------------------|----------|---------|----------|
| 東京電力 パワーグリッドエリア | 0.1970 | 0.4435 | 0.2512 |
| 中部電力エリア | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 関西電力エリア | 0.0140 | 0.3483 | 0.7227 |
| 九州電力エリア | 0.0053 | 0.1861 | 1.0757 |

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ただし、1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)上限価格を上回る場合には、平均燃料価格は、(ハ)上限価格といたします。

(ハ) 基準燃料価格、上限価格は次のとおりといたします。

| | 基準燃料価格 | 上限価格 |
|--------------------|----------|----------|
| 東京電力 パワーグリッドエリア | 44,200 円 | 66,300 円 |
| 中部電力エリア | 45,900 円 | 68,900 円 |
| 関西電力エリア | 27,100 円 | 40,700 円 |
| 九州電力エリア | 27,400 円 | 41,100 円 |

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月ご使用分 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月ご使用分 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月ご使用分 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月ご使用分 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月ご使用分 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月ご使用分 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月ご使用分 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月ご使用分 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 2 月ご使用分 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月ご使用分 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月ご使用分 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間) | 翌年の 5 月ご使用分 |

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の系統使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|--------------------|-------------|---------|
| 東京電力 パワーグリッドエリア | 1 キロワット時につき | 0.232 円 |
| 中部電力エリア | 1 キロワット時につき | 0.233 円 |
| 関西電力エリア | 1 キロワット時につき | 0.165 円 |
| 九州電力エリア | 1 キロワット時につき | 0.136 円 |

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりといたします。

| | α | β | γ |
|---------|----------|---------|----------|
| 九州電力エリア | 1.0000 | 0.0000 | 0.0000 |

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ)離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格)×(2)の離島基準単価／1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ)離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格)×(2)の離島基準単価／1,000

ただし、1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ)離島上限価格を上回る場合には、離島平均燃料価格は、(ハ)離島上限価格といたします。

(ハ) 離島基準燃料価格、離島上限価格は次のとおりといたします。

| | 離島基準燃料価格 | 離島上限価格 |
|---------|----------|----------|
| 九州電力エリア | 52,500 円 | 78,800 円 |

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|---|----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月ご使用分 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月ご使用分 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月ご使用分 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月ご使用分 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月ご使用分 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月ご使用分 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月ご使用分 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月ご使用分 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 2 月ご使用分 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月ご使用分 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月ご使用分 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間) | 翌年の 5 月ご使用分 |

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の系統使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

| | | |
|---------|-------------|---------|
| 九州電力エリア | 1 キロワット時につき | 0.003 円 |
|---------|-------------|---------|

4 その他調整金

その他調整金とは、割引額を調整する目的で、当社が本定義書において定める調整額をいいます。なお、その他調整額については、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

(1) 東京電力パワーグリッドエリア、中部電力エリア、および関西電力エリア(2(適用条件)(2)ロ)の場合

イ 「ほっと10」(太陽光発電電力供給)対応プラン

(イ) 算定式

その他調整額=太陽光使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.9-系統使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.1+ α

(ロ) α の算定

a 太陽光使用電力量が120キロワット時以下の場合

(a) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が120キロワット時以下の場合

$$\alpha = \text{系統使用電力量} \times A$$

(b) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が120キロワット時を超え、かつ300キロワット時以下の場合

$$\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + (\text{太陽光使用電力量} + \text{系統使用電力量} - 120 \text{ キロワット時}) \times B$$

(c) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が300キロワット時を超える場合

$$\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + 180 \text{ キロワット時} \times B$$

b 太陽光使用電力量が120キロワット時を超え、かつ300キロワット時以下の場合

(a) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が300キロワット時以下の場合

$$\alpha = \text{系統使用電力量} \times B$$

(b) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が300キロワット時を超える場合

$$\alpha = (300 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times B$$

c 太陽光使用電力量が300キロワット時を超える場合

$$\alpha = 0$$

なお、(ハ)の A, B の値は次のとおりといたします。

| | | A | B |
|-----------------------------|------------|---------|---------|
| 東京電力 パワーグリッドエリア | 1キロワット時につき | -9.62 円 | -3.68 円 |
| 中部電力エリア | 1キロワット時につき | -6.68 円 | -2.66 円 |
| 関西電力エリア (2(適用条件)(2)ロの場合) | 1キロワット時につき | -5.66 円 | -2.70 円 |
| 九州電力エリア | 1キロワット時につき | -7.74 円 | -2.70 円 |

ロ 「ほっと20」(太陽光発電電力供給)対応プラン

(イ) 算定式

その他調整額=太陽光使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.8-系統使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.2+ α

(ロ) α の算定

a 太陽光使用電力量が 120 キロワット時以下の場合

(a) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時以下の場合

$$\alpha = \text{系統使用電力量} \times A$$

(b) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合

$$\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + (\text{太陽光使用電力量} + \text{系統使用電力量} - 120 \text{ キロワット時}) \times B$$

(c) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

$$\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + 180 \text{ キロワット時} \times B$$

b 太陽光使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合

(a) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時以下の場合

$$\alpha = \text{系統使用電力量} \times B$$

(b) 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

$$\alpha = (300 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times B$$

c 太陽光使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

$$\alpha = 0$$

なお、(ハ)の A, B の値は次のとおりといたします。

| | | A | B |
|-----------------------------|-------------|---------|---------|
| 東京電力 パワーグリッドエリア | 1 キロワット時につき | -8.55 円 | -3.27 円 |
| 中部電力エリア | 1 キロワット時につき | -5.94 円 | -2.36 円 |
| 関西電力エリア (2(適用条件)(2)ロの場合) | 1 キロワット時につき | -5.03 円 | -2.40 円 |
| 九州電力エリア | 1 キロワット時につき | -6.88 円 | -2.40 円 |

(2) 関西電力エリア(2(適用条件)(2)イ)の場合

イ ほっと 10

(イ) 算定式

a 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時以下の場合

その他調整額=-15 キロワット時×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.1+ α

b 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時超え, かつ系統使用電力量が 15 キロワット時未満の場合

その他調整額=太陽光使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.9-系統電力使用量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.1 -(15 キロワット時-系統使用電力量)×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)+ α

c 上記以外の場合

その他調整額=太陽光使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.9-系統電力使用量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.1+ α

(ロ) α の算定

- a 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時以下の場合
 $\alpha = -\text{系統使用電力量} \times 26.36 \text{ 円}$
- b 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時を超える場合
- (a) 太陽光使用電力量が 15 キロワット時以下の場合
- i 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時以下の場合
 $\alpha = (\text{太陽光使用電力量} - 15 \text{ キロワット時}) \times 18.28 \text{ 円} + \text{系統使用電力量} \times A$
- ii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合
 $\alpha = (\text{太陽光使用電力量} - 15 \text{ キロワット時}) \times 18.28 \text{ 円} + (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + (\text{太陽光使用電力量} + \text{系統使用電力量} - 120 \text{ キロワット時}) \times B$
- iii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合
 $\alpha = (\text{太陽光使用電力量} - 15 \text{ キロワット時}) \times 18.28 \text{ 円} + (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + 180 \text{ キロワット時} \times B$
- (b) 太陽光使用電力量が 15 キロワット時を超え、かつ 120 キロワット時以下の場合
- i 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時以下の場合
 $\alpha = \text{系統使用電力量} \times A$
- ii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合
 $\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + (\text{太陽光使用電力量} + \text{系統使用電力量} - 120 \text{ キロワット時}) \times B$
- iii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合
 $\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + 180 \text{ キロワット時} \times B$
- (c) 太陽光使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合
- i 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時以下の場合
 $\alpha = \text{系統使用電力量} \times B$
- ii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合
 $\alpha = (300 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times B$
- (d) 太陽光使用電力量が 300 キロワット時を超える場合
 $\alpha = 0$

なお、(ハ)の A, B の値は次のとおりといたします。

| | | |
|--|---|---|
| | A | B |
|--|---|---|

| | | |
|---------|---------|---------|
| 1キロワット時 | -8.08 円 | -3.14 円 |
|---------|---------|---------|

ロ ほつと 20

(イ) 算定式

a 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時以下の場合

その他調整額=-15 キロワット時×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.2+ α

b 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時を超え,かつ系統使用電力量が 15 キロワット時以下の場合

その他調整額=太陽光使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.8-系統使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.2 -(15 キロワット時-系統使用電力量)×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)+ α

c 上記以外の場合

その他調整額=太陽光使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.8-系統使用電力量×(燃料費調整額単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)×0.2+ α

(ロ) α の算定

a 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時以下の場合

α =-系統使用電力量×23.43 円

b 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 15 キロワット時を超える場合

(a) 太陽光使用電力量が 15 キロワット時以下の場合

i 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時以下の場合

α =(太陽光使用電力量-15 キロワット時)×16.25 円+系統使用電力量×A

ii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時を超え,かつ 300 キロワット時以下の場合

α =(太陽光使用電力量-15 キロワット時)×16.25 円+(120 キロワット時-太陽光使用電力量)×A+(太陽光使用電力量+系統使用電力量-120 キロワット時)×B

iii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

α =(太陽光使用電力量-15 キロワット時)×16.25 円+(120 キロワット時-太陽光使用電力量)×A+180 キロワット時×B

(b) 太陽光使用電力量が 15 キロワット時を超え,かつ 120 キロワット時以下の場合

i 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時以下の場合

$$\alpha = \text{系統使用電力量} \times A$$

- ii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合

$$\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + (\text{太陽光使用電力量} + \text{系統使用電力量} - 120 \text{ キロワット時}) \times B$$

- iii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

$$\alpha = (120 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times A + 180 \text{ キロワット時} \times B$$

- (c) 太陽光使用電力量が 120 キロワット時を超え、かつ 300 キロワット時以下の場合

- i 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時以下の場合

$$\alpha = \text{系統使用電力量} \times B$$

- ii 太陽光使用電力量+系統使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

$$\alpha = (300 \text{ キロワット時} - \text{太陽光使用電力量}) \times B$$

- (d) 太陽光使用電力量が 300 キロワット時を超える場合

$$\alpha = 0$$

なお、(ハ)の A, B の値は次のとおりといたします。

| | A | B |
|------------|---------|---------|
| 1キロワット時につき | -7.18 円 | -2.79 円 |

4 提供エリア

| | |
|--------------------|---|
| 東京電力 パワーグリッドエリア | 栃木県, 群馬県, 茨城県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 静岡県(富士川以東) |
| 中部電力エリア | 愛知県, 岐阜県(一部を除きます。), 三重県(一部を除きま す。), 静岡県(富士川以西), 長野県 |
| 関西電力エリア | 滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県(一部 を除きます。), 福井県の一部, 岐阜県の一部, 三重県の一 部 |
| 九州電力エリア | 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県 |